

内閣参質一八九第五八号

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院議員藤末健三君提出栄養表示の食品単位に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出栄養表示の食品単位に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

食品には多種多様なものがあるため、栄養表示基準（平成十五年厚生労働省告示第百七十六号）においては、栄養成分の量及び熱量について、食品の「100g若しくは100ml又は一食分、一包装その他の「一単位」当たりの量により表示することとされており、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき定める食品表示基準においても、消費者委員会からの意見聴取及びパブリックコメントも踏まえ、このような考え方を維持することを予定している。ただし、同法の目的を踏まえ、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保する観点から、一食分当たりの量を適切に設定することが可能な食品については、栄養成分の量及び熱量の表示を一食分当たりの量により行うことが望ましい旨を通知等で示すことを予定している。

二について

食品表示法の規定に基づく栄養成分の量及び熱量の表示に係る状況の把握については、同法附則第十九条の規定を踏まえ、食品表示基準全体の施行状況を把握する中で、必要に応じ適切に対応してまいりたい。

